

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月九日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(扶養手当)

第十五条の三 紹介条例第十条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の規定による管理職手当に係る区分（以下「管理職手当区分」という。）が一種の職を占める職員のうち、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

2 紹介条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当区分が二種の職を占める職員のうち、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

第十六条の前の見出しを削り、同条第三項中「その適用日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から」を「任命権者は」に、「その支給額を改定する」を「その適用日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて扶養手当の支給を終了し、又はその適用日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することができる」に改め、同項後段を削る。

第二十六条の二の中「管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の規定による管理職手当に係る区分」を「管理職手当区分」に改める。

第二十六条の三第二項第一号から第三号までの規定中「管理職手当に係る区分」を「管理職手当区分」に改める。

附則に次の二項を加える。

8 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間は、第十六条第一項中「紹介条例第十二条第一項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第五十八号）附則第二条の規定により読み替えられた紹介条例第十二条第一項」とする。

9 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間は、第十五条の三第一項中「紹介条例第十条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第五十八号。次項において「平成二十八年改正条例」という。）附則第二条第三項の規定により読み替えられた給与条例第十条第三項の本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員」と、同条第二項中「給与条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員」とあるのは「平成二十八年改正条例附則第二条第三項の規定により読み替えられた給与条例第十条第三項の本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員」とする。

第二条 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（平成二十八年改正条例附則第二条の規定が適用される間の読み替え）

7 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間は、第二条第二号中「給与条例第十一条第一項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第五十八号）附則第二条の規定により読み替えられた給与条例第十一条第一項」とする。

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項に次のただし書きを加える。

ただし、当該期間内において特定管理職員以外の職員から特定管理職員となつた者又は特定管理職員から特定管理職員以外の職員となつた者の扶養手当については、同条第三項の規定に準じて任命権者が手当額を改定し、又は支給を開始し、若しくは終了することができるものとする。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。